

会議録・令和5年6月15日第2回定例会（第4日目）

1. 招集の年月日 令和5年6月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 6月15日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名
  - 1番 宇田 雅行
  - 2番 中井 啓悟
  - 3番 田邊 ひとみ
  - 5番 新開 晶子
  - 6番 江 京子
  - 7番 北岡 泰
  - 8番 辻井 成人
  - 9番 山本 章
  - 10番 瀬田 萌
  - 11番 高橋 浩司
  - 12番 綿民 和子
  - 13番 下井 清史
  - 14番 松本 忍
  - 15番 奥山 幸洋
5. 不応招議員  
なし
6. 出席議員  
14名
7. 欠席議員  
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 松井 友吾  
議会書記 肥留間 晴美 小竹 将太 田所 和幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲哉 副町長 下村 由美子  
教育長 下村 良次 総務防災課長 朝倉 正浩  
まちづくり戦略課長 森下 純 税務課長 西尾 仁志  
生活環境課長 丹合 信隆 住民ほけん課長 日置 加奈子

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	西村正樹
産業振興課長	坂口昇	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	肥留間誠	斎宮跡・文化観光課長	稲浦満
教育課長	菅野亮	こども課長	松本章
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

## 10. 会議録署名議員

2番 中井啓悟

3番 田邊ひとみ

## 11. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 報告第3号 令和4年度明和町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第3 報告第4号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第4 報告第5号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 報告第6号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第6 議案第36号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第37号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例の制定
- 日程第8 議案第38号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第39号 令和5年度明和町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第40号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第41号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算(第1号)

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回明和町議会定例会第4日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

2番 中井啓悟 議員

3番 田邊ひとみ 議員

の両名を指名します。

---

◎報告第3号の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 報告第3号 令和4年度明和町一般会計繰越

明許費繰越計算書を議題とします。

報告を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） おはようございます。よろしくお願いいたします。

令和4年度明和町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。  
議案書の2ページ、サムネイル3でございます。

本年度の報告から、事務の簡素化とペーパーレス化推進の観点から、繰越明許費繰越計算書の様式を一覧化し、各会計ごとにまとめて報告させていただくこととしています。

それでは、1段目から説明させていただきます。

2款・総務費、1項・総務管理費、事業名、スーパーシティ・デジタル都市プロジェクトは、令和4年度予算でお認めいただいた繰越明許費2,550万円のうち、同額の2,550万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、デジタル地域通貨美村PAYの普及促進、PHR連動ヘルスケアアプリ開発などの委託料でございます。

繰越額の財源内訳は、国県支出金が1,275万円、一般財源が同額の1,275万円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 続いて、4款・衛生費、1項・保健衛生費、事業名・ゼロカーボン戦略基本設計委託料は、令和4年度予算においてお認めいただいた繰越明許費997万7,000円のうち、同額の997万7,000円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画の基礎資料とすべく、地方公共施設への太陽光発電設備等の導入可能性調査を行うための委託料でございます。

繰越額の財源内訳は、その他、これは二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助

金でございます。これが748万2,000円、一般財源が249万5,000円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業課長。

○産業振興課長（坂口 昇） それでは3段目、6款・農林水産業費、1項農業費、事業名・強い農業づくり総合支援交付金は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費5,755万2,000円のうち、同額の5,755万2,000円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、株式会社小林農産が実施しておりますもみ貯蔵施設建設に係る交付金でございます。

繰越額の財源内訳は、国県支出金が5,755万2,000円でございます。

続きまして、4段目、6款・農林水産業費、1項・農業費、事業名・肥料価格高騰対策支援事業は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費1,400万円のうち、同額の1,400万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、春肥の肥料価格高騰対策支援金で、3月定例会で繰越明許をお認めいただいた件でございます。

繰越額の財源内訳は、国県支出金が300万円、一般財源が1,100万円でございます。

続きまして、5段目、6款・農林水産業費、1項・農業費、事業名・緊急自然災害防止対策事業は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費1,880万円のうち、1,430万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、斎宮幹線排水路浚渫工事及び大淀湛水防除排水路浚渫工事におきまして、ノリ養殖の影響を考慮し、浚渫工事及び底打ちコンクリートの施工時期の調整を図るため、3月定例会で繰越明許をお認めいただいた件でございます。

繰越額の財源内訳は、地方債1,430万円でございます。

続きまして、6段目、6款・農林水産業費、2項・水産業費、事業名・水産物供給基盤機能保全事業は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費2,400万円のうち、同額の2,400万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、受託工事により伊勢市が事業を実施しております大淀漁港南防波堤改修工事に係る工事負担金でございます。

繰越額の財源内訳は、地方債が2,400万円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、下から3番目、8款・土木費、2項・道路橋梁費、事業名・社会資本整備総合交付金事業、令和4年度予算にお認めいただいた金額3,700万円のうち、翌年度繰越額3,580万円でございます。

財源内訳は、国支出金が1,484万円、地方債が1,330万円、一般財源が766万円でございます。

事業箇所は、明星・有爾中線と有爾中・有爾中神社線の通学路整備でございます。

詳細箇所の説明については、総務産業常任委員会資料の9-2-5及び9-2-6をご覧ください。

続きまして、下から2段目でございます。

8款・土木費、2項・道路橋梁費、事業名・道路防災事業、令和4年度予算でお認めいただいた金額3億1,750万円のうち、翌年度繰越額2億2,800万円でございます。

財源内訳は、地方債2億2,800万円でございます。

事業箇所は、大淀・役場・坂本線の道路冠水対策のための水路を大きくする工事を行っております。

詳細箇所につきましては、令和5年第1回定例会追加資料の9-2-1をご覧ください。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 一番下の段でございます。

8款・土木費、5項・住宅費で、事業名・火災建物等除却工事でございます。令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費640万円のうち、同額の640万円を繰越しさせていただきました。

内容といたしましては、昨年発生しました南野小集落の火災建物の除却工事のためでございます。

繰越額の財源内訳は、一般財源640万円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 先ほどすみません、6段目の水産物供給基盤機能保全事業につきまして、繰越財源につきまして、地方債2,400万円と私説明させていただきましたが、訂正させていただきました、国県支出金2,400万円でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第3号を終わります。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 北岡議員。

○7番（北岡 泰） ちょっとお願いなんです、今回書式が変わったということで、分かりやすいようにしてもらうために、次で結構ですので、金額と翌年度繰越額が、この財源等が分かりにくいので、繰越額のほうなのか頭の金額なのか、どちらでも結構ですので、括弧入れて総体の金額がどこから出ているかというのを分かるように改正をしていただけたらありがたいです。

○議長（奥山 幸洋） 事務局のほうへ申し出て、見やすいように取扱いをさせていただきます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 北岡議員言っていただきました様式なんですけれども、今一度、来年度のときに見やすいようにということで変えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎報告第4号の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 報告第4号 令和4年度明和町齋宮跡保存事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

報告を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 令和4年度明和町齋宮跡保存事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の4ページ、サムネイル5をお願いします。

1款・総務費、1項・総務管理費、事業名・歴史的風致維持向上計画推進事業は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費1,520万3,000円のうち、同額の1,520万3,000円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、史跡公園区画道路下園・御館道測量設計業務の委託料と、史跡公園東加座広場の工事請負費でございます。

繰越額の財源内訳は、国県支出金が662万5,000円、地方債730万円、一般財源が127万8,000円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第4号を終わります。

---

### ◎報告第5号の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 報告第5号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の6ページ、サムネイルは7をご覧くださいませようお願いします。

1段目の1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、事業名・下御糸北処理区施設等修繕料は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費780万円のうち、同額の780万円を繰越しさせていただきました。

内容につきましては、下御糸北処理場における機械設備の修繕料でございます。

繰越額の財源内訳は、一般財源が780万円でございます。

続いて、2段目の1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、事業名・下御糸北処理区機能診断業務委託料は、令和4年度予算でお認めいただきました繰越明許費880万円のうち、同額の880万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、下御糸北処理区の機能診断業務の委託料でございます。

繰越額の財源内訳は、国県支出金が706万4,000円、一般財源が173万6,000円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第5号を終わります。

---

### ◎報告第6号の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 報告第6号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 明和町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の8ページ、サムネイル9でございます。

1 段目の 1 款・事業費、1 項・公共下水道事業費、事業名・宮川流域関連公共下水道事業は、令和 4 年度予算でお認めいただいた繰越明許費 2,000 万円のうち、同額の 2,000 万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、宮川流域関連公共下水道における中継ポンプ設置に係る工事請負費でございます。

繰越額の財源内訳は、国県支出金が 800 万円、地方債が 790 万円、一般財源が 410 万円でございます。

続いて 2 段目、1 款・事業費、1 項・公共下水道事業費、事業名・明和处理区施設等修繕料は、繰越明許費 150 万円のうち、同額の 150 万円を繰越しさせていただきました。

内容としましては、明和浄化センターにおける機械設備の修繕料でございます。

繰越額の財源内訳は、一般財源が 150 万円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第 6 号を終わります。

---

### ◎議案第 36 号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第 6 議案第 36 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました議案第 36 号 三重県市町公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 議案第36号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての詳細説明を申し上げます。

議案書の9ページ、サムネイル10からをご覧くださいと思います。

これは、地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年9月1日から、桑名・員弁広域連合が三重県市町公平委員会へ加入することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求められているものでございます。

10ページに移りまして、改正の内容につきましては、度会広域連合の次に、桑名・員弁広域連合を追加するものでございます。

なお、議会資料の1-2-1に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧くださいと思います。

以上が、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第36号の  
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わ  
ります。

これから、議案第36号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団  
体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につ  
いてを採決します。

議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタ  
ンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第37号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第7 議案第37号 明和町旧修正小学校グラウンド

使用料条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第37号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、昨年度末をもって閉校した旧修正小学校のグラウンドの使用料を定めることに関して必要な事項を規定するため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） それでは、議案第37号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

議案書の12ページ、サムネイルで13番をご覧ください。

本条例は、昨年度末で閉校し、現在、町で管理をしております旧修正小学校グラウンドにつきまして、使用料を設定することにより、民間の営利目的使用を含めた有効活用及び使用料収入による歳入増加を図ることなどを主目的とし、まして制定するものでございます。

本条例は、全11条の構成となっております。

第1条の趣旨から始まり、第2条で名称及び位置、第3条の管理と続きまして、第4条で使用の許可としまして、許可が必要な行為を記しております。なお、この条に該当しない行為は許可不要ということで、現在、平時は一般開放しており、お子様連れや友達同士などによる公園的な利用を想定をしております。

続いて、第5条で譲渡及び転貸の禁止、第6条及び第7条で指示、制限等について定めております。

次のページにいきまして、第8条で使用料について規定をしております。使用料は後ほど別表でご説明をしますが、第2項で減免措置を設けておりまして、これまでどおりスポーツ少年団や老人クラブの使用など、公益上必要があると認める場合は、無料で使用できるものでございます。

続いて、第9条で原状回復、第10条で賠償責任、第11条で委任事項を設けまして、附則で公布の日から施行とするものでございます。

次のページで、第8条の別表として、使用料を記載をしております。この使用料区分は、大淀赤坂地内にごございます町総合グラウンドの使用料区分と同じ区分にしております。使用料は、総合グラウンドの3分の1の使用料設定としております。算定根拠としましては、旧修正小学校グラウンドの面積が、総合グラウンドの面積の約3分の1に当たることからによるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ちょっと教えていただきたいと思えます。

グラウンドの中に、もう残っていないのか分かりませんが、昔は炭焼きか何かの装置が一番奥のほうにあったと思うんですけども、あれは今現状どうなっているのかというのと、それから、子育て支援の施設が、放課後児童クラブの施設があったと思うんですけども、これに対しては撤去をされるのか、それともその使用料は別に定めるのか、そこら辺の考えをお示してください。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） まず、竹炭の施設です。ちょうどグラウンドの奥のプールの横のところにあったんですけども、あれはちょっとい

つかというのは今分からないんですけども、もう既に撤去をしております。

それと、放課後児童クラブのプレハブの建物が1棟建っております。そこは現在は使用はしておりませんが、現在の考え方としては、先ほどの使用料条例に含めた形で、この使用料をお支払いいただいて、使っていただくときは使っていただきますけれども、通常の一般開放のときの使用のときは使えない形で、施錠をする形で置いております。

○議長（奥山 幸洋） 再質問。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 児童クラブの施設、あれ教育委員会管轄だったですか。そこら辺の問題はどう整理をされるのかということと、編制室長が勝手に使わせるよみたいなことでいいのかなと、そこら辺の内部協議というのはどんなふうになっているのか教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 旧修正小学校の学童の施設は、昨年まで修正小学校の児童は、明星かもしくは斎宮の学童のほうに学校が終わりましたら移る形で利用をしてもらっておりまして、しばらくあそこの施設は使っておりませんでした。設置条例のほうでも削除をさせてもらっていますので、現在は教育委員会の管理ということで置いておりますので、今回は旧修正小学校の中の施設の一部として扱うということで、同じ教育委員会の管理という形にはなるんですけども、一括で管理をしていくということで考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁終わりました。

○7番（北岡 泰） 了解です。

○議長（奥山 幸洋） よろしいですか。

○7番（北岡 泰） はい。

○議長（奥山 幸洋） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第37号の

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第37号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例の制定を採決します。

議案第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第38号の上程～採決

○議長(奥山 幸洋) 日程第8 議案第38号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第38号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由

の説明を申し上げます。

本件は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備（スマートフォン）による交付を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、議案第38号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案定例会資料5-1-1、サムネイル3の新旧対照表のほうでご説明をさせていただきますと思います。

このたび、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正がございまして、マイナンバーカードの利便性向上のため、マイナンバーカードに格納されております電子証明書をスマートフォンのほうに登載が可能とするという法改正が行われました。それに伴い、コンビニ交付サービスでの多機能端末による印鑑登録証明書の交付におきまして、移動端末設備（スマートフォン）による交付を可能とするために、今回の改正が必要となります。

改正内容は、資料、第12条中の下線部分になります。

まず、条文内の引用法令を明確化。次に、これまでのものは個人番号カードを使用する場合であることを明らかにするために、用語の改正をいたします。そして、その後に、移動端末設備（スマートフォン）を利用する場合の追加をいたします。

施行期日ですが、移動端末設備（スマートフォン）利用の場合の追加につきましては、コンビニ交付サービスの対応開始が年度内の予定であるため、その対応開始日が国のほうで確定いたしましたら、施行日を規則で定めたいと思っております。そのほかにつきましては、公布の日からいたします。

説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第38号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論をされる方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号から議案第41号の一括上程

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第9 議案第39号から日程第11 議案第41号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第9 議案第39号 令和5年度明和町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第40号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第41号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました、議案第39号から議案第41号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第39号 令和5年度明和町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算に1億9,900万円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものとしたしまして、総務費では、個人番号カード交付事業に係る経費の追加をお願いしております。民生費では、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金に係る経費や子ども・子育て支援地域事業に係る補助の追加をお願いしております。商工費では、いきいき商品券事業に係る経費の追加をお願い

いしております。教育費では、小中学校の感染対策用消耗品費の追加をお願いしております。

歳入は、国県支出金と繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第40号 令和5年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に383万円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、総務費で、日本遺産活用推進協議会補助の追加をお願いしております。

歳入は、国庫支出金と繰入金の追加でございます。

続きまして、議案第41号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に204万6,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、地域支援事業費で、会計年度任用職員1名の報酬等の追加をお願いしております。

歳入は、国県支出金、繰入金及び繰越金の追加でございます。

詳細はそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第39号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第39号につきまして、予算に関する説明書の7ページ、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 7ページ、1款・議会費、1項・議会費、1

目・議会費は、12万円の追加補正をお願いしております。

今回、議会改革特別委員会で研修会を開催するに当たりまして、7節・報償費で研修会講師の謝金11万2,000円と、8節・旅費で講師費用弁償8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 2款・総務費、3項・戸籍住民基本台帳費、

1目・戸籍住民基本台帳費に93万6,000円の追加補正をお願いしております。

こちらは、個人番号カード交付事業に関するものでございます。

1節・報酬60万円と3節・職員手当等15万円は、現在実施されているマイナポイント第2弾で、マイナンバーカードの交付やマイナポイントの案内など業務量が多くなっているため、会計年度任用職員を繁忙期に1名増員とするための人件費です。

そして、13節・使用料及び賃借料の18万6,000円は、マイナポイントの申込等のサポート用パソコンの増設分の借り上げ料と、カード交付予約の受付専用電話の借り上げ料です。これらは、マイナンバーカードの窓口体制を強化させていただくためのものでございます。全額国庫補助金の対象で、補助率は100%でございます。

続いて、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に、9,205万8,000円の追加補正をお願いしております。

内訳を説明いたします。

まず、社会福祉総務費の251万円につきましては、会計年度任用職員の人件費をお願いしております。保険年金係におきまして、産休・育休の代替えのために1名、地域福祉係におきまして、今年度正規職員が1名減となったための補充としての1名で、合計2名分となります。

1節・報酬で202万円、3節・職員手当等として期末手当44万7,000円、8節・旅費は通勤に係る費用弁償で4万3,000円、それぞれで増額補正をお願いしております。

次に、住民税非課税世帯等生活支援事業に係る経費でございます。

こちらは、国におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示され、その対象事業の一つ、低所得世帯支援枠で、今回、非課税世帯と家計急変世帯を対象として、1世帯当たり3万円の生活支援金の給付を行うための経費を計上しております。

内訳といたしまして、1節・報酬の86万7,000円は、当該事業の事務処理に当たる会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

3節・職員手当等43万2,000円は、当該事業の事務処理に係る職員の時間外手当でございます。

8節・旅費6万円は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。

10節・需用費13万6,000円は、事務に係る消耗品費6万6,000円、封筒等の印刷製本費7万円でございます。

11節・役務費109万2,000円は、通知の郵送料74万円と、口座への振込手数料35万2,000円でございます。

次に、12節・委託料として554万3,000円です。

9ページ、10ページのほうに移っていただきまして、10ページのほうの内訳のほうを続けて説明させていただきます。

内容は、対象者抽出等やデータ作成に係る電算委託料154万3,000円と、給付金受付事務委託料400万円でございます。

13節・使用料及び賃借料41万8,000円は、専用パソコンとプリンターの借り上げ料24万8,000円と、専用電話回線使用料17万円でございます。

18節・負担金補助及び交付金8,100万円は、住民税非課税世帯に対する生活支援特別給付金の予算で、対象世帯は2,700世帯を見込んでおります。

この住民税非課税世帯等生活支援事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての事業でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 6目・高齢者福祉費、27節・繰出金で、39万3,000円を計上しております。

これは介護保険特別会計への繰出金で、職員の産休に伴い、会計年度職員を雇用するための人件費を介護保険特別会計で計上しており、その一般会計負担分となっております。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（松本 章） 2項・児童福祉費、6目・こども支援対策費で1,484万8,000円の追加補正をお願いしております。この補正につきましては、国が定める基準、子ども・子育て支援交付金要綱に基づくものでございます。

18節・負担金補助及び交付金で、放課後児童対策費、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助として、144万5,000円を計上しています。これは、放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員の処遇改善に要する費用を補助するもので、放課後児童クラブの運営事業所であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社から、今年度における放課後児童支援員の配置の決定に基づき、補助金申請書の提出がなされたため、必要額の補正をお願いするものでございます。

次に、子ども・子育て支援地域事業、地域子育て支援拠点事業補助で888万円の補正をお願いしております。これは、いつきのみやこども園を運営する社会福祉法人豊津児童福祉会が、令和5年4月1日付で、斎宮幼稚園に隣接した子育て支援センター、斎宮babyroomを新たに開所し、県への事業開始届が受理されたことに伴い、その運営事業費に対する補助として、国が定める基準額の補正をお願いするもののほか、既設の子育て支援センター、明和ゆたか園のいちごくらぶの運営に対する補助について、基準額の改正に伴い生じた必要額の補正をお願いするものでございます。

次に、一時預かり事業補助として、2万7,000円の補正をお願いしております。この事業につきましては、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

でございます。明和ゆたか園で実施をしております。その事業に対する補助を当初予算において、国が定める基準額を計上してはいたしましたが、この基準額が改正されたことに伴い、必要額を補正するものでございます。

次に、病児保育事業補助で、449万6,000円を計上しています。これは、保育所等で保育中に在園時が発熱など体調不良となった場合に、看護師が保護者のお迎えまで一時的に医務室等で看護する事業に対して補助をするものでございます。この事業につきましては、明和ゆたか園が令和5年4月1日付けで新たに開始し、県において事業開始届が受理されたことに伴い、国が定める基準額を補助するため、必要額の補正をお願いするものでございます。

なお、これら全ての事業におきまして、補助率は国3分の1、県3分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 続きまして、7款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費で7,736万5,000円の追加補正をお願いいたします。

こちらは、昨今の電力、ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けております町民の皆さまへの生活支援と、事業者の皆さまへの産業支援を目的とした、いきいき商品券事業（第4弾）でございます。

これまでの商品券事業におきましても、町民の皆様から大変ご好評をいただき、多くの皆様にご活用をいただいた経緯があるわけですが、近年の燃料や物価高騰により厳しい状況が続く中、引き続き、生活支援・産業支援が必要でありますことから、実施をさせていただくものでございます。

今回は、1人当たり3,000円分、1,000円券3枚つづりの配付を考えております。そして、今回は、これまで同様の通常の商品券に加えまして、地元のお店での使用を推奨する地域応援券を印刷し、お一人につき通常商品券を2枚、地域応援券を1枚の3枚1組とさせていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、従来どおり、6月定例会にて補正予算をお認めいただきました後、速やかに着手をいたしまして、例年同様、8月中

に各戸配付を行い、9月から来年1月末までの使用期限とさせていただきたいと考えております。

それでは、10ページをご覧ください。

内訳としまして、10節・需用費の印刷製本費に、発送用封筒の印刷費46万5,000円を計上しております。

11節・役務費には、簡易書留による郵便代330万円を、そして、18節・負担金補助及び交付金には、明和町商工会への本事業の負担金7,360万円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 9款・消防費、1項・消防費、1目・常備消防費は、55万円の追加補正をお願いしております。

12節・委託料で、松阪地区広域消防組合職員の外部調査に係る委託料でございます。不祥事等が続発いたしました松阪地区広域消防組合職員全員を対象に、松阪市、多気町、明和町が連携して外部調査を実施するための委託料55万円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 11ページ、12ページをお願いいたします。

10款・教育費、1項・教育総務費、2目・学校運営費で、270万8,000円の追加補正をお願いしております。

小学校の教科書改訂や小中一貫教育の推進等で増大する指導主事業務の補助のため、元教員の会計年度任用職員1名を配置したことによる追加補正でございます。

1節・報酬で職員報酬237万5,000円、3節・職員手当等で期末手当31万2,000円、8節・旅費で費用弁償2万1,000円を計上しております。

次に、2項・小学校費、1目・小学校費で、501万円の追加補正をお願いしております。

小学校運営費の10節・需要費、感染症対策用消耗品費450万円は、新型コロ

ナウイルス感染症対策の学校保健特別対策事業に係るもので、各小中学校に児童生徒数の規模に合わせて対策費を配分いたします。国の2分の1補助事業で、学校はこれにより感染症対策用の消耗品や換気対策用品等を購入いたします。

小学校教育振興費の17節・備品購入費は、文科省の理科教育設備整備事業に係る理科振興備品の購入費です。教材備品購入費として51万円を計上しております。

続きまして、3項・中学校費、1目・中学校費で、193万7,000円の追加補正をお願いしております。

中学校運営費の7節・報償費、クラブ指導謝金32万7,000円は、部活動外部指導員の増員による謝金の増額補正をお願いするものです。部活動指導員配置支援事業を受けて行うもので、補助率は3分の2でございます。

また、10節・需用費で、小学校運営費と同様に、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品費として161万円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 5項・社会教育費、4目・文化財保護活用費で192万円の追加補正をお願いしております。

その内容は、27節・繰出金、齋宮跡保存事業特別会計への繰出金192万円の増額になります。

こちらにつきましては、齋宮跡保存事業特別会計でご説明いたします。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・ふるさと会館費で、115万5,000円の追加補正をお願いしております。

14節・工事請負費で、ふるさと会館エレベーター機械室の換気設備修繕工事費でございます。エレベーター機械室内の給気ファン・排気ファンが、老朽化による動作不良によりまして、巻上機から発生する熱が室内にこもって本体の故障につながるような状況でございます。それによりまして法定点検をパスできず、4月よりエレベーターの使用を止めております。給・排気ファン及びダ

クトの取替工事等を行うため、追加補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 5ページ、6ページ、サムネイルも5ページ、6ページをご覧ください。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費補助金で、1億6,453万6,000円を計上しております。

内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,360万円を計上しております。こちらは、歳出の住民税非課税世帯等生活支援事業及びいきいき商品券事業に充当するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 同節に、個人番号カード交付補助といたしまして93万6,000円を計上しております。

こちらは、歳出、総務費のところで申し上げました個人番号カード交付事業費に対する国の補助金で、補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（松本 章） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費補助金で494万7,000円の追加補正をお願いしております。

子ども・子育て支援交付金は、歳出でご説明いたしました放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助、地域子育て支援拠点事業補助、一時預かり事業補助、病児保育事業補助に係る国からの交付金で、補助率は3分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費補助金で、361万2,000円を計上しております。理科教育設備整備費補助23万7,000円は、歳出で説明しました小学校の理科振興備品の購入に対する補助で、補助率2分

の1でございます。

学校保健特別対策事業費補助337万5,000円は、同じく歳出で説明しました小学校費・中学校費における感染症対策用消耗品購入に対する補助でございます。補助率は2分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（松本 章） 16款・県支出金、2項・県補助金、2目・民生費県補助金、2節・児童福祉費補助金で494万7,000円の追加補正をお願いしております。

子ども・子育て支援交付金は、歳出でご説明いたしました放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助、地域子育て支援拠点事業補助、一時預かり事業補助、病児保育事業補助に係る県からの交付金で、補助率は3分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 6目・教育費県補助金、1節・教育費補助金、部活動指導員配置補助で、21万6,000円を計上しております。部活動外部指導員の配置に対する補助で、補助率は3分の2でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で2,074万2,000円を計上しております。こちらは前年度繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、議案第39号の詳細説明を終わります。

---

#### ◎議案第40号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第40号の説明を歳入歳出併せてお願い

します。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 歳出から説明させていただきます。

齋宮跡保存事業特別会計 7 ページ、8 ページ、サムネイル 7、8 をご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、5 目・日本遺産活用推進費で 383 万円の追加補正をお願いしております。

これは、日本遺産推進協議会が実施する事業に対する補助金となります。

なお、地域で活動する文化財の保存と活用の取組をする団体への市町からの経費補助としまして、地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）補助金の交付決定があったことから、財源の 2 分の 1 が国県支出金となります。

18 節・負担金補助及び交付金で、日本遺産推進協議会への補助金で 383 万円を計上しております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

特別会計 5 ページ、6 ページ、サムネイル 5、6 をご覧ください。

1 款・国庫支出金、1 項・国庫補助金、4 目、1 節・文化遺産総合活用推進事業補助金で交付決定のあった 191 万円の増額をお願いしております。

3 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目、1 節・一般会計繰入金は補助の残り分 192 万円の増額となり、一般会計でもそれに伴い、繰出金の増額を同額お願いさせていただいております。

---

#### ◎議案第 41 号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第 41 号の説明を歳入歳出併せてお願い  
します。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、歳出から説明させていただきます。

介護保険特別会計予算説明書の7ページ、8ページ、サムネイル7、8をご覧ください。

3款・地域支援事業費、3項・包括的支援事業・任意事業費、2目・権利擁護事業費に204万6,000円を計上しております。

これは、職員の産休に伴い会計年度職員を雇用するための報酬等で、1節・報酬に182万3,000円、3節・職員手当等に16万5,000円、8節・旅費に5万8,000円を計上しております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

資料5ページ、6ページ、サムネイル5、6をご覧ください。

2款・国庫支出金、2項・国庫補助金、3目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に78万9,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げました会計年度任用職員の報酬等に係る国庫補助金で、負担割合は38.5%でございます。

4款・県支出金、2項・県補助金、2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に39万4,000円を計上しております。こちらにも、先ほど申し上げました会計年度任用職員の報酬等に係る県補助金で、負担割合は19.25%でございます。

6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、3目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に39万3,000円を計上しております。こちらは、会計年度任用職員の報酬等に係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は19.25%でございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に47万円を計上しております。これは前年度繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、6月16日に行う

ことにします。

続きまして、税務課長から特に発言を求められておりますので、許可したいと思えます。

税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） 皆様、お忙しい中、貴重な時間をいただき、厚くお礼申し上げます。

5月1日に開会されました第3回明和町議会臨時会、承認第1号 専決処分した事件の承認においてご説明申し上げました明和町税条例の一部を改正する条例の中で、固定資産関連の附則第10条の2の第25項関係でわがまち特例制度につきましてご質問をいただきまして、当町でこの制度に該当する大規模マンションは1件と申し上げましたが、再度当課で調査をいたしましたところ、その建物は既に廃墟となっている建物であったため、現在当町では該当なしであることが判明いたしました。そのため、訂正をさせていただいた上で、お詫びを申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） ご苦労さまでした。

これで税務課からの発言を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 10時 01分）